

長野市最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）及び長野市契約規則（昭和60年長野市規則第4号）第13条の規定による最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格制度 政令第167条の10第2項の規定により、競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。
- (2) 最低制限価格 前号に規定する予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として、あらかじめ定める価格をいう。
- (3) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (4) 委託業務等 製造その他についての請負契約をいう。

(対象契約)

第3条 最低制限価格を設ける契約は、競争入札に付する建設工事及び委託業務等の契約とする。ただし、長野市低入札価格調査制度実施要領（平成25年4月1日施行）に規定する調査基準価格を設けることが適当であると認める契約については、この限りでない。

(最低制限価格の設定)

第4条 前条に規定する最低制限価格の対象となる契約を競争入札に付するときは、あらかじめ最低制限価格を設定し、予定価格調書に記載するものとする。

2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等（以下「直接工事費等」という。）を基に、別に定める方法により算定した基準となる価格を考慮して適正に設定するものとする。ただし、直接工事費等によりがたい場合は、この限りでない。

(入札参加者への周知)

第5条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低制限価格が設定されていることを、入札の公告又は指名の通知等により周知するものとする。

(入札の執行)

第6条 入札執行者は、最低制限価格未満の価格をもって入札した者がある場合は、当該入札者を落札者とせず、失格とするとともに、当該入札者に対し落札者としな

い旨を告げるものとする。ただし、電子入札その他会場入札以外の場合は、入札結果の公表により当該事項を告げたものとみなす。

- 2 入札執行者は、前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者があるときは、このうち、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名の通知を行う契約について適用する。

(最低制限価格制度実施試行要領の廃止)

- 2 最低制限価格制度実施試行要領は、平成25年3月31日限り廃止する。